

BCGワクチン予防接種

1. 「結核」という病気について

結核は、結核菌が人から人へ感染することで起こります。わが国の結核患者数はかなり減少しましたが、いまだに2万をゆうに超える患者が毎年発生しており、大人から子どもへ感染することも少なくありません。また、結核に対する抵抗力はお母さんからもらうことができませんので、生まれたばかりの赤ちゃんもかかる心配があります。特に、乳幼児は結核に対する抵抗力が弱いのでひとたび感染すると、全身性の結核症にかかったり、結核性髄膜炎になることもあり、重い後遺症を残す可能性があります。

2. BCGワクチン（生ワクチン）について

BCGはウシ型結核菌を弱毒化してつくった生ワクチンです。BCGの接種方法は、管針法といってスタンプ方式で上腕外側の2カ所に押しつけて接種します。接種したところは、日陰で乾燥させてください。10分程度で乾きます。接種当日の入浴は差し支えありませんが、接種したところをこすったり、ひっかいたりしないでください。

3. BCGの接種時期

生後1歳に達するまで（生後5月から8月に達するまでの期間が標準的期間）に接種します。

4. BCG接種後の経過

接種後10日頃に接種したところに赤いポツポツができ、3週間後、腫れと周囲の赤みが強くなります。6週間後にはもっと強くなり、膿がたまることもあります。2カ月を過ぎると反応はおさまってきて、3～4カ月頃にはかさぶたもとれ、瘢痕を残すだけになります。これは異常反応ではなく、BCG接種により抵抗力（免疫）がついた証拠です。包帯をしたり、バンソウコウをしたりしないで、そのまま普通に清潔を保ってください。自然になおります。ただし、接種後3～4カ月を過ぎても接種のあとがジクジクしているようなときには医師にご相談ください。

5. 接種後の反応が早くでた場合（コッホ現象）

ときに接種後1日ないし5日以内に接種した部位に一つ一つの針痕が赤く腫れ、ときにうみ（膿）を持つような反応を起こすことがあります。この場合には、お子さまが結核菌の感染を受けている可能性があります。これをコッホ現象といいます。この場所の反応自体はその後すみやかに治まっていきますので心配はありません。ただ、お子さまが結核を発病するおそれがありますので、精密検査や予防のための薬を飲む必要があります。そのような反応が見られた場合には、接種を受けた医療機関を受診してください。

6. 予防接種を受ける前に

予防接種は健康な人が元気な時に接種を受け、その病原体の感染を予防するものですから、体調のよい時に受けるのが原則です。日頃から保護者の皆さんはお子様の体質、体調など健康状態によく気を配ってください。

予診票は子どもを診て接種をしてくださるお医者さんへの大切な情報です。責任をもって記入して下さい。

7. 予防接種を受けることができない場合

- ①明らかに発熱(通常37.5以上をいいます。)をしているお子さん
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかなお子さん 急性で重篤な病気に罹っているお子さんは、その後の病気の変化もわからないことから、その日は接種を受けないのが原則です。
- ③その日に受ける予防接種の接種液に含まれる成分で、アナフィラキシーを起こしたことがあることが明らかなお子さん 「アナフィラキシー」というのは通常接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。汗が沢山出る、顔が急にはれる、息が苦しいなどの症状やショック状態になるような、激しい全身反応のことです。
- ④BCG接種の場合に置いては、外傷などによるケロイドが認められるお子さん
- ⑤その他、医師が不適当な状態と判断した場合
上の①～④に当てはまらなくても医師が接種不適当と判断した時は、予防接種を受けることはできません。

8. 予防接種を受けた後の注意

- ①予防接種を受けた30分間程度は、医療機関（施設）でお子さんの様子を観察するか、医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。急な副反応が、この間に起こることがまれにあります。
- ②接種後、生ワクチンでは4週間、不活化ワクチンでは1週間は副反応の出現に注意しましょう。
- ③接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすことはやめましょう。
- ④当日は、はげしい運動は避けましょう。
- ⑤接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

9. 予防接種による健康被害救済制度

- ①定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。
- ②健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。
- ③ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の要因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。
- ④予防接種法に基づく定期接種として定められた期間を外れて接種を希望する場合、予防接種法に基づかない接種（任意接種）として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることとなりますが、予防接種法と比べて救済の対象、額等が異なります。

※給付申請の必要が生じた場合には、お住まいの市町の予防接種担当課へ御相談下さい。